

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

3 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成27年3月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 3月26日(木) 午後1時30分から午後4時00分まで

2 場 所 勤労青少年ホーム 研修室A

### 3 出席委員

原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員  
滝川紀幸委員 安形茂樹委員 和田守功教育長

### 4 説明のため出席した職員

夏目教育部長  
小林教育総務課長  
夏目学校教育課長  
鈴木生涯学習課長  
柿原文化課長  
加藤文化課参事  
佐宗スポーツ課長

### 5 書 記

請井教育総務課庶務係長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 1月・2月会議録の承認

日程第2 3月の新城教育

(1) 教育長報告

(2) 3月の行事・出来事

日程第3 議案

第1号議案 新城市教育委員会公告式規則の一部改正について(教育総務課)

第2号議案 新城市教育委員会会議規則の一部改正について(教育総務課)

第3号議案 新城市教育委員会傍聴人規制の一部を改正について(教育総務課)

第4号議案 新城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について(教育総務課)

第5号議案 新城市立学校の校長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について(教育総務課)

第6号議案 新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正について(教育総務課)

第7号議案 新城市教育委員会事務局処務規程の一部改正について(教育総務課)

第8号議案 新城市教育委員会公印規則の一部改正について(教育総務課)

第9号議案 新城市生涯学習推進員の委嘱について(生涯学習課)

#### 日程第4 協議・報告事項

- (1) 3月議会の概要について(教育部長)
- (2) 就学援助制度認定基準の見直しについて(教育総務課)
- (3) 新城市いじめ防止基本方針について(学校教育課)

#### 日程第5 その他

- (1) 平成27年度教育委員会会議の日程について(教育総務課)
- (2) 新城市の学校給食のあり方検討資料について(教育総務課)
- (3) 長篠城址史跡保存館開館50周年記念式典・講演会について(文化課)
- (4) 20年度末退職者への感謝状贈呈式について(学校教育課)  
3月31日(火) 午前11時から 勤労青少年ホーム集会室
- (5) 平成27年度発令通知式・補職辞令交付(学校教育課)  
4月1日(水) 午前10時から 勤労青少年ホーム軽運動場
- (6) 平成27年度教育委員会辞令交付式(教育総務課)  
4月1日(水) 午前11時15分から 勤労青少年ホーム軽運動場
- (7) 教育部歓送迎会(スポーツ課)  
4月1日(水) 午後6時30分から 清月

次回定例会議(案) 4月30日(木) 午後2時30分  
(鳳来総合支所3階 教育相談室)

閉 会

○委員長

皆さん、こんにちは。

教育長さんはちょっと用事があるって、そちらのほうに出られていますので、27年の3月の定例教育委員会会議を始めたいと思います。よろしくお願いします。

日程第1 1月・2月の会議録の承認

○委員長

まず、1月・2月の会議録の承認ということでお願いします。

日程第2 3月の新城教育

○委員長

それでは、3月の新城教育に入りますが、(1)については後でということによろしいですね。

では、(2)の3月の行事・出来事ということで、教育総務課をお願いします。

○教育総務課長

お願いします。

それでは教育総務課。今月6日、用務員・調理員採用面接。今回、用務員が2名、調理員が5名の臨時を採用いたしました。その前に2月の段階でもう2名欠員になりましたので、2月から考えると調理員が7名、臨時さんを採用いたしました。

12日、総務消防委員会、厚生文教委員会。総務消防委員会は午前中で私と部長が呼ばれて行きました。午後に厚生文教委員会。それから、その後に臨時教育委員会がありました。

16日、予算決算委員会。

19日、作手総合整備事業調整会議がありました。これは庁内会議です。

20日、小学校卒業式に私が出ました。

25日、任期付採用職員、これは調理員ですね、任期付きの臨時職員の採用前の説明会を人事と一緒に行いました。

本日の定例教育委員会会議です。

土日・祭日ですが、25日、鳳来北西部の小学校再編会議がありました。

来月の行事として、1日ですが、教育委員会の辞令交付式が予定をされております。

以上です。

○委員長

はい。

では、学校教育課をお願いします。

○学校教育課長

お願いいたします。

3日火曜日です。新城市青少年問題協議会がありました。ここで行われまして、私が出席しました。

5日木曜日です。中学校卒業式がありました。468名の子どもたちが巣立っていきました。

9日から10日までは議会の一般質問。

そして11日、本会議。

12日、厚生文教委員会と本年度最後の校長会議が行われました。

同じく12日、臨時教育委員会議ということで、人事案件に関する議題で行われました。

16日月曜日、教職員の内示がありました。それから、予算決算委員会も行われました。

20日金曜日です。小学校の卒業式がありました。434名の子どもたちが巣立っていきました。

24日火曜日ですが、交流派遣帰還者との打合せ会が持たれました。新城市の外から来ていただいた2人の方が帰ることになったので、みえました。

それから25日です。交流派遣帰還者、これはもともと本市の人で、本市から出て行った人で戻ってきた人が来るということでの打合せ会がありました。9名の者が参加しました。

これからであります、31日火曜日、退職者感謝状贈呈式が行われます。

来月の行事予定であります、1日水曜日、教職員の発令通知式があります。

6日は小学校入学式。

7日火曜日、中学校入学式になっております。

9日木曜日ですが、教育事務所主催の管内校長会議がありまして、午後から第1回の本市の校長会議が行われます。

21日火曜日ですが、全国学力学習状況調査が行われる予定です。

以上であります。

○委員長

はい。

生涯学習課お願いします。

○生涯学習課長

はい、お願いします。

めくっていただきまして4ページをお願いします。

生涯学習課では、年度末ということでいろいろな協議会のまとめの会議を開きました。

3日の火曜日に青少年問題協議会。

それから5日の木曜日に社会教育審議会。

それから12日、先ほどありましたように市議会の厚生文教委員会がありましたので対応を行いました。

土日ですが、3月1日に市子ども会が募集をしました壁新聞コンクールの表彰式を文化会館で行いました。

同じく1日に西部公民館の定期利用者会ということで、調整会議を行っております。

それから、4月に入ってからの主なものですが、年度当初ということで総会等を開きます。

22日の水曜日に生涯学習推進協議会、もとの公民館分館長さんの名称を4月1日から変えていくこととなりますので、その名称を変えました生涯学習推進委員さんたちの総会となります。

それから19日の日曜日に市子ども会の総会が予定されております。

図書館であります、10日の火曜日に三河地区の相互貸借会議、本のやりとりをする連絡調整会議を新城の図書館で行いました。

以上です。

○委員長

では、文化課お願いします。

#### ○文化課長

お願いします。

まず左側の平日ですが、2日に文化財保護審議会を開催しまして、来年度の事業計画等について報告を行いました。

飛びまして10日ですが、愛知県博物館協会の実行委員会が名古屋市で開催され、出席をしております。

それから12日にしんしろ戦国絵巻三部作会議を行われ、作手の古城まつり、それから設楽原決戦場まつりの関係で出席をしております。

それから19日につきましては、先ほど教育総務課と一緒にございます。

それから20日ですが、平成28年度に愛知県で国民文化祭が開かれることになりまして、県内市町村への説明会がありましたので、出席をしております。

それから23日から24日かけて東京大学資料編纂所の研究会が徳島県で開催されまして、委員として出席をしております。

右側に移りまして、3日に豊かなる調べコンサート実行委員会、それから4日につくでの森の音楽祭実行委員会、飛びますが、18日に作手古城まつり実行委員会をそれぞれ開催いたしました。

それから14日、長篠城址史跡保存館主催の歴史ウォーキングを開催しまして、38名の参加がありました。

21日ですが、本年度第8回目の長篠城址史跡保存館の歴史講座を開催しまして、77名の受講者がありました。

また同日、設楽原歴史資料館でふみの蔵コンサートを開催し、30名の来場者がありました。

最後に、22日に本年度最後の文化事業、New Artists Fes. 2015 を開催しまして、85名の来場者がありました。

来月の主要行事ですが、5日に桜淵にあります釜屋建民家でさくらまつりの茶会。

それから11日、長篠城址史跡保存館歴史講座。

それから25日、後ほど説明させていただきますが、長篠城址史跡保存館開館50周年記念式典・講演会。

それから29日に設楽原歴史資料館まつりを開催する予定です。

以上です。

#### ○委員長

では、自然科学博物館お願いします。

#### ○文化課参事

はい、まず平日から説明いたします。

15日、障子岩岩脈、三河白産地の巡検ということで、教育長を交えて視察に行っていました。

そして、25日ですが、新城・北設楽あり方検討会委員会がございまして、そちらに出席し、東三河ジオパーク構想、27年度から動き出すということでの説明を行っていました。

土日になります。8日ですが、コノハズクの巣箱調査を行いました。残念ながらコノハズクは利用した形跡がなかったですが、モモンガが利用していることがわかりました。

来月の予定です。

19日日曜日ですが、博物館学術委員総会並びに友の会総会を行う予定です。

以上です。

○委員長

では、スポーツ課お願いします。

○スポーツ課長

はい。

3日、市民ゴルフ大会、秋葉ゴルフ倶楽部で開催されました。

5日、26年度第3回社会教育審議会が開催され、そちらのほうに出席しております。

18日、愛知県B&G連絡協議会が豊田市で開催され、担当の者が出席しております。

20日、小学校の卒業式に出席しました。

30日、本日でございますけど、バスケットボール教室の開催を予定しております。

右に移りまして14日、こどもすぽ一つくらぶがふれあいパークで開催されました。

17日、スポーツ少年団の代表者会を開催いたしました。

19日、スポーツ推進員の総務委員会を開催いたしました。

21日、OSJ新城トレイルレースの11キロの部を開催いたしました。

翌22日には、32キロ、64キロのトレイルレースのほうを開催しております。

24日、来年度開催するツール・ド・新城の地元説明ということで地元へ出かけております。

来月の行事ということで、12日、奥三河パワートレイル、豊根の茶臼山を出発しますレースでございますが、開催されます。

18日、19日、ラリーの地方戦ということで、山びこの丘を中心に開催いたします。今まで新城ラリーの中に地方戦を一緒にやっていたわけですけど、この新城ラリーの事業自体が大きくなり過ぎてしまい、地方戦まで一緒にやるとパンクしてしまうということで日にちを改めて開催いたします。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

ちょっと私のほうから確認させてもらっていいですか。

まず、教育総務課。

1日の教育委員会の辞令交付式ですけれども、これ時間は8時半からでしたかね。

○教育総務課長

また後で…。

○委員長

連絡が…。

○教育総務課長

あります。

○委員長

時間と場所も。

○教育総務課長

時間と場所も後ほど。

○委員長

後ほどあるんですね。

学校教育課の退職者感謝状贈呈式、何時からどこでという、これも後で。

○学校総務課長

これもあります。

○委員長

それでは教職員の発令通知式についてもありますか？

○学校総務課長

あります。

○委員長

では、そのほかについて何かご質問等あったらお願いします。

よろしいですか。

では、ありがとうございました。

### 日程第3 議案

○委員長

日程第3の議案のほうへ入ります。

第1号議案、教育総務課、これ1号からずっと教育総務課が続いていますが、8号までね、どうぞお願いします。

○教育総務課長

では、議案第1号から8号まで教育総務課でよろしくをお願いします。

もう既にご説明を何度かさせていただいておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が昨年6月に行われて、この4月1日施行というように決まっております。

その関係で本市の教育委員会制度も来年度から一部それに沿った形で新たな形になり、一部は経過措置ということで先送りになっている部分もありますが、いずれにしろそれに伴う条例、規定については、今回の3月で改正をしていくというものであります。

議案第1号については、新城市教育委員会公告式規則の一部改正ということで、公告式規則というのは、規則や規定で公表を要するものの公布をすることに関する規則であります。

今回、地教行法が改正になって、それに基づくものの条項が条例法の起因する条項が変わってきたという、通常条ズレという言い方をさせていただきますが、条ズレによるものと、それから委員長と教育長を改めるということで、委員長と書いてあるものを教育長に改めるというようなものが主であります。

特に議案第1号についてはその2点、後は一番最後のところに、経過措置の条項を添付してあります。この附則については、教育長がなお従前の例により在職する場合にあっては、この規定は適用せずに改正前の規定をそのまま効力を有するという経過措置をつけております。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表がつけてあります。右側が旧、それから左側が新ということです。ごらんのように条例法の14条を15条2号に改め、教育委員会委員長を教育委員会教育長に



改めるものです。

続きまして、1枚めくっていただきまして2号議案です。新城市教育委員会会議規則の一部改正でございます。この規則は、教育委員会会議その他議事の運営に関して必要な事項を定めるとされております。

新旧対照表を1枚めくっていただきまして、新旧対照表で説明をしたいと思っております。

上位の条項がずれたということで、1章のところの条ズレ、15条、16条という部分のその次の2章ですね。委員長及び委員長職務代理者の選出方法というところがすべて削除させていただいております。これは、委員長の職務は新しい法律でいきますと新教育長に吸収されるため、委員長の選挙等は発生しないということで、この条項については削除ということになります。

それから、それ以外のところについては、委員長を教育長に変更するというように改めるものであります。委員長報告を教育長報告に、そういう付随したものをすべて教育長というように改めてあります。この条項についても経過措置をつけてありますので、実際の規定、施行については新教育長になってからという条項にしてあります。

それから続きまして、第3号 新城市教育委員会傍聴人規制の一部改正でございます。教育委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとされております。こちらについても条ズレ、それから委員長から教育長の改め、及び経過措置の検討をさせていただいております。こちらはそれだけです。

第4号 新城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正でございます。これは、教育委員会が教育長に事務委任することについて、1から9の以下の事項以外のものは委任をするというような条項になっております。逆にいうと1から9については教育長には委任ができないので、教育委員会で決定をしなければならないというものであります。こちらは今回の地教行法の改正に基づくものではありません。

今回、教育行政の法律ができたことによっていろいろな条例、条項、規則を改正するに当たって、県、国から指示が出たことです。既にこの教育長に対する委任については、今までの法改正の中でしてはいけないこと、または、しなければならないことというようないろいろなものがあつたのですが、全国的に見てこのところがきれいに整理されていないということで、今回きれいにしなさいという指示をいただきました。その関係で本市も見直しまして、一部欠落があつたり、きれいに統合をしたり、させていただいております。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表でご説明をいたします。

教育長の委任事務の中に右側の旧のほうは1号から15号までありまして、これについては委任ができないとしており、つまりそれ以外については委任ができるというふうになっております。

注意書きがちょっと書いてありますけども、それぞれ1号、2号と、4号から8号、それから10号、11号については、地教行法の26条第2項の中にこの文言が入っているということで、今回左側を見ていただきますと、(1)、1号のところの「地教行法の組織及び運営に関する法律26条2項各号に掲げる事務に関する事」という形でまとめさせていただいております。

その条項に載っていない2号から7号については新城市の独自ということで再掲をさせていただいております。

さらに8号、9号、教科書、教科用図書を選択すること。それから新城市教育委員会表彰規則に基づく表彰に関する事ということというのは、既に教育委員会ですべてやっていたことではあります。

これについては欠落をしていたということで、今回の改正で委任ができない事項の中に入れさせていただいたということでもあります。

続きまして、議案第5号 新城市立学校の校長に関する事務委任等に関する規則の一部改正でございます。これは、教育委員会から教育長の権限に委譲された事務をさらに校長に委任すること等について必要な事務を定める規則でございます。こちらについても条ズレ、条例法の条ズレがあるということで、その部分だけを改正をして経過措置をつけてあります。

続いて、第6号 新城市教育委員会事務局組織規則の一部改正でございます。これは、教育委員会事務局の組織に関し、必要な事項を定める規則でございます。

こちらについては、新旧対照表でご説明します。

第1条のところは条ズレ、第5条については、旧のところを読みますと、教育部長は教育長を補佐し、上司の命を受けて事務局の事務を総括処理し、所属の職員の指揮、監督をするとともに教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときはその職務を代理すると、現在の規定になっております。

左にちょっと括弧書きしておきましたが、今回、新法になりまして、教育長の代理はあらかじめ使命する委員というふうになっておりまして、委員会での指名が別途必要ではありますが、教育部長が教育長が欠けたときに職務代理をするということとはなくなったということでもあります。その関係でこの条文については削除をさせていただいております。

ただし、今後、例えば新教育長制度になったときに、委員である職務代理者が教育長の事務の一切を、代理するとなった場合、特に事務局業務についてはなかなか委員さんが請け負うということは難しいということもあります。そういうときには、さらに職務代理者は、事務局のトップとして教育部長に対してその事務局業務だけを再委任させることができるというようになっておりますので、その規定はどうかということでもちょっと法規と話し合いをした結果、それは委員会の中で決めればよいことなので、法規として条例等に載せる必要がないということでもあります。

続きまして、第7号 新城市教育委員会事務局処務規程の一部改正でございます。これは、事務局の文書の取り扱い、服務、その他の事務処理に関し、必要な事項を定める規程ということになっております。これについても条ズレ、それから委員長名の削除、それから経過措置の添付で一部改正をさせていただきます。

それから最後のところで8号でございます。新城市教育委員長公印規則の一部改正についてですが、これは、教育委員会の公印に関し必要な事項を定める規則でありまして、こちらについても委員長印、委員長職務代理者印の削除、それから経過措置の添付ということで改正をさせていただきたいというものであります。

飛ばして、1号から8号までご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長

何かご質問等があったらお願いします。

はい、どうぞ。

○委員

一つだけ、経過措置のときには、旧の文書も生きている、その補完というのはどういうふうになるんですか。

○教育総務課長

一応データ上は上書きされていきますので、例規としては新しいものになってしまいます。そこで文書的に教育総務課が補完する、法務が補完しているものになるということです。ですので、逆に言うと、その中でさらに改正するということはないわけではないということです。1年間の間にどうしても改正しなければならなければ、現行の例規を改正していくという形になります。

○委員

わかりました。

○委員長

あとはどうでしょうか。

これについては、一応皆さんに了解してもらわないと…。

○教育総務課長

これは議決でお願いします。

○委員長

では、ただいまの案につきまして賛成される方、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○委員長

全員一致で採決されたということでお願いします。

では、第9号議案、生涯学習課をお願いします。

○生涯学習課長

それでは、資料の29ページをごらんください。新都市生涯学習推進委員の委嘱についてお願いいたします。

平成27年4月1日より本年度まで委嘱しておりました公民館分館長・・・を生涯学習推進委員と変更するものであります。

変更にあたっては条例の改正、また規則の制定等の手続を経ておりますので、4月1日から生涯学習推進委員さんに各地区でお働きいただくため教育委員会に提案をして承認を受けたいというものであります。

推進委員さんにつきましては、これまでの分館長さん同様に各地区からご推薦のあった方をそのまま委嘱をしていきたいと考えております。

30ページ以降に名簿がつけてありますので、ごらんいただきたいと思います。

9の弁天地区と60の布里、それから61の愛郷、それから69の細川については、地元の地区総会との兼ね合いで本日までにお名前の報告がありませんでしたので、空欄にさせていただいております。4月の定例教育委員会へお名前を報告するという形で対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

○委員長

何かご質問等ありますか。

○委員

1点いいですか。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

生涯学習推進委員の選出方法ですが、旧の公民館長さんがそのまま推進委員になられるという選出方法がほとんどだと思うのですが、公民館長さんは管理のほうを主にされていて、別に推進委員の方を選出してもいいという話があったと思うのですが、それは確認できませんか。

○生涯学習課長

そうですね。お名前の報告をいただいているのは推進委員さんだけなので……。はい。

○委員

わかりました。

○委員長

もう一遍確認ですが、空白のところが数地区あったけれど、それについてはまた4月に…。

○生涯学習課長

報告させていただいて…。

○委員長

報告があって、また採決するということですね。

では、ただいまの第9号議案につきまして、賛成される方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○委員長

はい。採決されましたので、お願いします。

では、議案につきましては以上で、日程第4 協議・報告事項へ入ります。

その前に今、教育長先生がみえましたので、この日程第2の(1)教育長報告のほうを先にやっていたから、そちらに入りたいと思います。お願いします。

○教育長

各課の報告は終わりましたか。

○委員長

もう済みました。

○教育長

済んだわけね。重複するところがあるかもしれませんがすけれども。

それでは、教育長報告のほうをお願いいたします。6点申し上げたいと思います。

1点目は、26年度末人事異動でございますけれども、滞りなく進んでおります。

教職員につきましては、3月12日に臨時教育委員会議を開きまして、皆さま方にご承認、決定をいただきまして、3月16日に校長に通知し、全教職員に内示をいたしました。これから3月30日に新聞発表の予定であります。

それから2点目、小中学校義務教育の年度末の節目ということで、卒業式が3月5日に中学校、3月20日に小学校で行われました。それぞれの学校の特色を打ち出しまして工夫された中で厳粛な中にも感動的な卒業式が挙行されたのではないかと思います。

また昨日、3月24日には修了式が行われました。

それから3点目、新城東高校作手校舎ですけれども、地元の入学者が2年続けて20名を切ると翌年から募集停止という瀬戸際にあったわけですけれども、本年、各中学校の進路指導のご尽力によりま

して、とりあえず合格発表におきましては、合格者26名中24名が新城市内出身ということで、あとは入学式のときに、きちんと入学の手続がなされれば、そして20名以上を達成できれば存続という形になります。

いずれにいたしましても、作手校舎のあの立地条件、特色を生かしての今後の輝きを期待できるよう、市としても、市教委としても支援できることはしっかり支援していきたいということを思いますし、中高連携等もさらなる充実を図っていききたいと考えております。

4点目、新城市議会3月本会議でございますけれども、一般質問14人中9人が教育委員会関係のご質問があったということでございます。教育憲章や教育方針説明などについて幾つかの質問をいただきました。また詳しくは部長のほうから報告させていただきます。

また、今本会議は、市議会史上初めてかもしれないですけども、会期延長ということで第6日目、本日、先ほどまで開いておりまして、ただいま閉会となったところでございます。また詳しくは後ほどいたします。

それから5点目、子どもたちの活躍ということですけども、3月18日にロアノーク州との俳句交流表彰式がございました。数多くの出展の中から50点が優秀作品ということで州知事の英語の表彰状をいただきました。

それから3月22日に、これはご覧になられた方々がおみえになるでしょうか。テレビの「たけしのスポーツ大賞」、その中で鳳来東小学校の赤谷大地君がオリンピックのメダリストの寺川綾さんと背泳の競走をいたしまして、見事30秒22でしたかね、すばらしい自己新記録を出しまして、第1位となりました。全国のスーパーちびっこを集めて次の5年後の東京オリンピックを期してということでの番組でしたけれども、地元の子どもの活躍と、今後の成長をぜひ期待したいなと思います。

それから6点目ですけども、新城教育憲章のほう、今、パブコメの最中ですけども、学校の教職員の皆さま方、市民の皆さま方から数多くのパブコメをいただいておりますので、また整理して教育委員会議で審議をしていきたいなと思います。

その他についてですけども、幾つか教育委員会以外の市長部局等で委員の皆さま方にお耳に入れておきたいことです。東日本大震災の関係では、3月8日に市役所職員の有志で復興市が開かれました。大変穏やかな日の中で盛会に行われました。

そして11日には黙とうを行い、市も、全小中学校も、14時46分でしたか、地震の発生時に黙とうをさせていただきました。

それから3月14日には、めざせ明日まち事業と地域活動交付金事業の成果報告会が行われ、市民の中に定着してきたな、そして多くの男性の市民の方々もそういった地域のための活動をいきいきとして展開してみえるなと感じました。

それから3月15日には、若者政策キックオフシンポジウムが行われました。市内の高校生から29歳までの若者たちが市政についてさまざまな提案をしておりました。ニューキャッスル派遣のユース会議のメンバーもその中で多く活躍しておりましたけれども、こうした若者たちの活躍が地に着いたものになっていくといいなと思いますし、中学生会議等、青年期中期からの活動の継続がなされていくことにより市の活性化が図れるのではないかと思います。

それから3月19日にさくらまつりの山開き式が行われました。このイベントでさくらまつりと庭野の国重文のお薬師さまの公開がリンクしておりまして、4月5日に年1回の公開をいたしますので、

もしまだご覧になってみえない方がおりましたら4月5日に庭野の大脇神社に行っていただけると御開帳、公開を見ることができます。

それから3月21日、もっくる新城のオープンがなされました。大変なにぎわいでした。奥三河の観光ハブステーションとして今後の発展を期したいなと思います。

それから3月21日、22日には、県民の森を拠点といたしましてトレイルレース、11キロ、32キロ、64キロが行われましたけれども、全国から1,500名余のエントリーがありました。高低差とか、すばらしい景色とか、尾根づたいのコースとか、そういう部分においては他のトレイルコースとは違った新城なりのすばらしい特色があるのではないかなと思いますし、4月12日に初めて行われます奥三河パワートレイルという形で、よりこの新城の地で広がってほしいと思います。

それから3月26日、本日、豊橋のくすのき特別支援学校の竣工式が行われました。学校教育課長に行ってくださいましたけれども、豊川特別支援学校の過密化の解除ということに役立っていくと思います。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

何かご質問ありますか。

どうぞ。

○委員

質問というか、今の教育憲章のパブコメの件で、たくさんコメントが寄せられているとおっしゃられましたけれど、その対応はどういうふうにされる予定ですか。

○教育長

パブコメを集約いたしまして、そして、その意見をまたこの教育委員会議で議論して、そして憲章を修正すべくは修正するという形で、またその後、総合教育会議にかけて市長とのコンセンサスをとって、そして公開という形になっていくのではないかと。

○委員

それではまた改めて。

○教育長

そうですね。議会との対応につきましては、今回ちょっと方向づけはできなかったもので、今後方向づけがなされていくのではないかなと思っています。

○委員長

はい、どうぞ。

○教育総務課長

パブコメでちょっと補てんですが、27日までなので今週の金曜日、あしたまでであります。きょううちのほう回覧回っていましたが、批判的なものはありません。一つ一つに対しましてまじめに皆さん取り上げていただいて、考え方こうじゃなくてこうではないかというようなのがありますので、単なる批判してそのほうがというようなものは一切ありませんので、考え方としては教育長が申したとおり今度の4月の委員会に、それもどういう形で、文章化して出すのか、そのままコピーを出していくのかわからないですが、議論していただく場をつくりたいというように考えております。

○委員

ありがとうございます。

○委員長

よろしいですか。はい。

ありがとうございました。

#### 日程第4 協議・報告事項

○委員長

では、日程第4の協議・報告事項、(1)の3月議会の概要についてということで、部長さんお願いします。

○教育部長

大変遅くなりまして申しわけございませんでした。

3月定例会がつい先ほど閉会をいたしました。3月は先月の25日から始まっておりまして、3月20日までの24日間という会期の予定だったんですが、会期延長がされました。本日まで延長されまして、トータル30日間の会議というような形で行われました。

付議された議案につきましては八十数件、追加も含めまして90件近い議案が審議されました。そのうち教育委員会に係る議案でございますけども、今回は地教行法の改正に伴う条例改正が非常にたくさんございました。

まず、第6号議案といたしまして、新城市特別職の報酬等審議会条例の一部改正。これは教育長の特別職化に伴うものでございます。

それから、第8号議案といたしまして、新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、新制度が施行されますと教育委員長がなくなりますので、その分を削除するというものでございます。

それから、第19号議案が新城市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正ということで、新教育長は特別職になるんですが、職務専念義務が法律によって課せられておりますので、その職務専念義務を免除する規定が必要であるということで、改正するものであります。

それから、第20号議案が教育委員会の議員の定数を増加する条例の一部改正で、新教育長が教育委員ではなくなることに伴い、新たに1名教育委員さんを増加するという条例であります。

それから、21号議案 新城市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止ということで、新教育長が特別職になることによって別のところで給与が定められますので、この条例を廃止するというものでございます。

それから、22号議案として、新城市いじめ対策人権サポート委員会及び新城市いじめ対策人権問題調査委員会条例の制定でございます。後ほど学校教育課のほうからいじめ対策の基本方針の話があるかと思いますが、それに関係するものでございます。

それから、23号議案 新城市就学指導委員会条例の一部改正ということで、これは条例名称を変えるものでございます。新城市教育支援委員会条例ということで、就学してから後もしっかりと見ていくというものでございます。

それから、24号議案 公民館設置管理に関する条例の一部改正でございます。野田と上平井公民

館を地元へ委譲するというものでございます。

それから、次の28号議案が26年度の一般会計補正予算の第6号でございます。通常の補正予算でございますが、1億5,000万円弱の減額の補正でございますけれども、教育委員会の関連では、東郷西小学校の給食室の配管の改修工事、それから長篠城址の壇上郭の石積みが崩れましたので、それを補修する工事費を計上しております。それから、それ以外にも作手小学校、山村交流施設の整備事業費の翌年度への繰り越しをする手続の予算を計上しております。

それから、第36号議案として、27年度の新城市の一般会計予算でございます。総額は229億9,800万円ということで、前年に比べると1.4%増になっております。そのうち教育費、教育費全体でありますけれども、予算額は25億9,500万円余になっております。伸び率といたしましては、プラスの52%であります。物すごく伸びております。いろいろな費目がありますが、教育費が断トツであります。額にして8億8,800万円。これは、作手地区の総合整備事業、小学校、山村交流施設の建設が入ることと鳳来寺小学校の校舎施設等の改修工事費を教育費に盛り込んでいることで大幅に伸びているというものでございます。

それと追加の議案で補正予算、先ほど補正予算第6号ですが、もう一つ補正予算が出ました。追加議案であります。この中に教育委員会関係の予算が一つだけ入っております。これは予算を27年度繰り越しをしていく予算でありますけれども、鳳来寺小学校の統合に向け、鳳来寺小学校の施設整備をしていくのにあわせて用地を拡張していくということで進んでおりますが、用地交渉が少し足踏みしている部分がございます、買収していく用地の測量調査の経費を盛り込んでおります。それが年度内、この3月末までに完成をしないおそれが出てきたということで、翌年度へ繰り越して引き続き利用継続できるようにというような予算を組んでおります。

それから、あと一般質問でございますが、先ほど教育長の報告にありましたように、14人中9人が教育委員会のほうに一般質問がありました。特にこの3月議会は、市長の予算大綱説明、それから教育長の教育方針説明がありますので、それを受けて各常任委員会ごとで代表質問というものをやります。教育委員会ですと厚生文教委員会に所属をしておりますので、厚生文教委員さんのお一人がその委員会を代表して質問をするということがございます。

委員長の中西宏彰議員から教育方針についてということで質問をいただきました。教育憲章の制定について、教育憲章の理念と手順の推進について伺うということで、地教行法の改正により懸念される状況であると。教育憲章の構成とそれぞれの意味を説明をいたしまして、この憲章は市長と教育委員会の合意だけではなく、広く市議会や市民の皆さまの御理解を得て、より堅固なものにしていきたいという答弁をしております。

それから学校再配置のことについても質問がありました。鳳来寺小学校の改修について、対象事業の内容だとか県道からの進入路の整備のこと、それから子どもたちの安全の確保対策ということについて、それから閉校になる学校の跡地利用について、それともう一つ、それがありません。それぞれ細かなことなのですが、現在持っている教育委員会の方針を答弁して済んでいるところでございます。

それから、教育委員会所管の各種イベントの見直しについても質問をいただきました。これは、市全体としてのスポーツツーリズム総合推進体制を構築していく予定でございますので、そういった推進体制をつくっていく中で検討を考えていくという答弁をしております。

それから次に、滝川健司議員です。経済建設委員長でございますが、その代表質問の中で1点だけ、



観光施策に関連をしてDOS地域再生事業の今後の方向性についてという質問をいただきました。これも先ほどの答弁と同様ですけれども、スポーツツーリズムの総合推進体制の整備を図り、本市にあった新規DOS事業の推進をしていきますという答弁をしております。

それから、次が山崎祐一議員ですが、次からは通常の個別の一般質問という形になります。山崎祐一議員から新城版子ども未来館の建設構想という質問をいただきました。

大きく2点ありまして、1点目は、子どもたちのスポーツ力、学力の傾向はどうだという質問がありまして、体力テストでは県全国平均を上回っている種目が多く、子どもたちも頑張っておりますよ。全国学力学習状況調査においては、22年度に6年生になった子はその3年後、今、中学3年生となっておりますが、と比較をいたしますと国語、算数・数学の両教科とも全国平均を上回っている結果が出ておりますという答弁をしております。

それから2点目として、子ども未来館の建設構想にかかわってくるんですが、親子でふれあえる公共施設の不足についてどう考えているのか。それから、新城版子ども未来館の必要性はどう考えるかという質問がありまして、現時点では、そういった子ども未来館という施設という観点ではなくて、どういった活動が親子のふれあいに効果的かというソフトの面からの観点で今、新城市は事業を進めております。ただ、作手総合整備事業においては共育の視点で設計をしていて、地元を巻き込んだ活動が、いわゆる晴雨、天気に関係なくいつでも行える施設があります。今後も学校施設を活用して親子、地域のふれあいの場を創設していきたい。共育の拠点となる学校が新城版子ども未来館というような位置づけをしていきたいというような答弁をしております。

それから、柴田賢治郎議員から鳳来地区の交通網についてというので、鳳来北西部地区の学校統合による児童送迎の計画について聞かれました。現在のところ、再編検討委員会での議論を経て、3ルート、3台のスクールバスで対応をしていく予定であるという答弁をしております。

それから、長田共永議員からスポーツ振興について、新たな市民体育館の建設に向けての計画について聞かれました。これにつきましては、当面は市内の体育施設を代替施設として利用していただきます。新しい体育館につきましては、関係機関と今後協議をしていきます。

それから2点目として、市民プール再開についての見解であります。現在、桜淵公園の再整備計画を検討しておりますが、その中でプールよりも水遊びのできる施設のほうがいいという声が多くありますので、教育委員会もその方向で考えていきたいという答弁をしております。

それから、青年の家の宿泊利用の再開の可能性についてということで、現在、埋設管の布設替え工事をしておりますが、給湯設備が老朽化をしておりますして修理不能のため、宿泊の再開は当面難しい。今後においては公共施設の総合管理計画というのを来年度から全庁的な動きとしてやっていきますので、その中で検討されるべき施設になりますという答弁をしています。

それから次に、DOSの新規事業計画についてということで、先ほどの滝川健司議員と同様の答弁をしております。

それから、体育協会との連携協議について質問をいただきました。市民スポーツ振興のために各種事業というのは体育協会と密なる連携で進めておりますという答弁をしています。

それから、次の小野田直美議員から大きく2点質問をいただきました。

1点目は、中学生会議に関する質問であります。これは、中学生会議で過去出てきた質問に対してどんなふうな対応をしたのかというような質問でございますが、教育委員会に関係するものとしては

5点ありまして、コバエ対策、それから八名中の吹奏楽部の楽器の更新はどうなったか、それから鳳来地区の登下校の問題、それから老朽化した学校施設の建替え計画はあるのか、それから地域福祉に貢献したいという中学生の思いに対する具現化策という質問がありました。コバエについては根本的な解決には至っておりませんが、今後については調理員の体調管理、執務環境の改善、それから食品衛生上の配慮、考慮というものが必要であるという答弁をしております。

それから、八名中学校は自治区予算で楽器を更新をしました。

それから、鳳来地区の登下校は、これは登校の足、公共交通機関のダイヤが学校の開始・終了時間になかなか合わないという部分がありまして、東陽小学校では登校時におきましてはSバスのダイヤ変更により対応できたんですけども、下校のときの対応がまだできていない。これは今後、行政課の公共交通のほうとも連携して進めてまいりますという答弁をしております。それから、鳳来北西部地区では先ほど言いましたように3台のスクールバスで対応していきます。

それから、学校施設の建替えにつきましては、耐震補強については完了しておりますので、今後は建替えというものではなくて、いわゆる長寿命化を図って少しでも持たすというような方向で進めていきたいという答弁をしております。

それから、地域福祉貢献したいという思いをどうするのかということでございますけども、こういった声が中学生から出てきたことは大変うれしいことであります。今後、各種の福祉団体と連携して、生徒の思いを具現化してまいりますという答弁をしております。

それから大きな2点目で、ハートフルスタッフについて質問をいただきました。増員をしていかないかという質問でありますけども、新年度の子どもの実態に応じて、必要があれば増員をしてまいります。それから研修についても年3回やっていきますという答弁をしております。

それから、次の議員さんです。村田康助議員から学校教育におけるIT機器の活用について質問がありました。タブレット端末を活用した授業形態の研究を現在進めておるところですという答弁をしています。

それから、鈴木眞澄議員から認知症対策の質問で、その中で学校教育での推進について、認知症のサポーター養成講座を学校でやったらどうかという質問がありました。福祉教育については、子どもたちの成長にあった福祉の心をはぐくんでいくことは大切であります。共育活動を通して高齢者の実態に目を向けていきたいという答弁をしております。

それから、浅尾洋平議員から新庁舎建設についての中で、市民体育館の代替機能はどうなるのかという質問をいただきました。市内の体育施設を代替施設として利用していただいているところです。新体育館については今後、関係機関と協議をしていきますという答弁をしています。

それから、一般質問の最後でありますけども、浅尾議員から教育方針と教育憲章について質問がありました。教育憲章の内容は、それから市内の全教員の意見を聞く考えはあるかという質問がありまして、全教職員にも聞きますという答弁をしております。

それから、2点目として共育は学校、家庭のどちらに重きを置くのかという質問がありまして、学校か家庭かという考えではなく、学校も家庭も地域も共に子どもに関わって子どもを見守りながら活動していくという考えであります。そうしたことが大切ですよという答弁をしています。

それから最後ですが、道徳の教科化について、感化する道徳ということを教育方針説明の中でうたっているわけでありまして、感化する道徳は特定の価値観を注入しかねない、教育の中立性に反

するのではないかという質問がありました。これは、道徳の基本は大人が範を示すことであると、その姿を見て子どもがおのずと命で体得していくものが大きい。子どもは親や大人から感化されるものです。また、多様な価値観を前提に教育を進めているところであって、偏向教育というものではなく教育の中立性を堅持しているものですという答弁をしております。

一般質問は以上でありました。

それから、冒頭御説明申し上げました議案がたくさん提出をしておりますので、それぞれの議案についての質疑が本会議の第4日目で行われました。

打桐厚志史議員から第20号議案で、教育委員会の委員の定数を増加する条例の一部改正で、増加せざるを得ない理由は何かということであります。これは、新教育長の抜けた教育委員を補充することによって教育委員が市域の教育課題を広く深く取り上げて活発な議論、活動をする目的で増員をするものですと答弁をしております。

それから、山口洋一議員から第22号議案、新城市いじめ対策人権サポート委員会及び新城市いじめ対策問題調査委員会条例の制定について、問題調査委員会の条項中、教育委員会を市長に読みかえる理由はということですが、これはいじめ防止対策推進法によりまして問題調査委員会の行う再調査は市長が行うということになっていることによるものですという答弁をしています。

それから、柴田賢治郎議員から22号議案、同じですが、教育委員会にサポート委員会を置くところがあるが、このことで教育の中立性と子どもの人権の分離をどのように議論したかという質疑です。教育委員会だけでなく広く警察、人権擁護委員さん、それから臨床心理士等の外部機関に委嘱し、多方面からの意見を反映することとなっているものです。これにより教育の中立性、子どもの人権というものは十分確保できるものですという答弁をしております。

それから山崎祐一議員から同じ22号議案、いじめの実態をどのように把握しているか。これは、学校からの月例報告や速報で把握をしており、また、いじめ不登校専門相談員やいじめ体罰ホットラインからも情報が入るようになっていて。今後の実態把握をどのように行うかで、これにつきましては常にアンテナを高くして学校、家庭、地域が連携して未然防止、早期発見に努めます。それから、学校での情報共有により、教職員が一丸となって対処し、共育による地域見守り活動の充実に努めてまいります。

それから、二つ委員会があるわけでありませけれども、両委員会の性格づけとそれぞれ何に対応していくのかという質問で、サポート委員会は、情報交換や調査、審議をする定期的を開催する委員会である。問題調査委員会は、重大事態が発生したときに開くもので、調査の報告を受けた市長が必要に応じて再調査し、速やかに対応をするものであるということであります。

それから、質疑の最後ですが、加藤芳夫議員から第74号議案、財産の取得。これは、作手小学校用地が一定基準を超えますので、そうすると議会の議決を経なければならないということがありまして、そのための議案を提出しておりますが、作手小学校用地の買収単価とその単価決定の根拠はという質問がありました。また、支障物件はあるのかという質問がありまして、それぞれ適正であると答えております。それが本会議第4日の質疑でありました。

それから、予算決算委員会での質疑がありまして、まず先ほど追加の補正予算を行ったということではありますけれども、作手小学校の建設、山村交流施設整備事業の繰り越しをしておりますが、その繰り越し理由はという質疑がありました。

それから、当初予算の予算質疑では、白井議員、小野田議員、浅尾議員、山崎祐一議員の4議員からそれぞれ質疑がありました。それにつきましては詳しくは申し上げませんが、それぞれ担当課長が答えております。

本会議第4日に一応これは教育委員会から離れるのですが、委員さん方に御報告だけさせていただいております。本日もちょっと異例の議会運営ということがなされたわけでありまして、本会議第4日に議員提出議案が提出されました。議員さんが議案を議会へ提出するということであります。通常は、私ども執行部、理事者側がさまざまな議案を議会へ提出して審議していただくのですが、そうではなくて議会の中で議員が提出をするということもできますので、そういったことがありました。

幾つかあるのですが、まず一つ目といたしまして、新城市自治基本条例の一部改正という議案、それから新城市住民投票条例の一部改正、それと新城市新庁舎建設基本計画の見直しを問う住民投票条例の制定という三つの議案が4日目に出されまして、あわせて意見書ということで合併特例債の適用期間の再延長を国に求めていく、その意見書という四つの案件が出されました。

これらは4日に審議がされるのではなくて、それぞれの所管の委員会へ付託がされました。本会議最終日、第5日を迎えたわけでありまして、本会議第5日において三つの議案、条例改正とか条例制定については提出者が撤回されました。

○委員

何の？

○教育部長

自治基本条例の一部改正、それと住民投票条例の一部改正、それと庁舎建設の見直しのための住民投票条例の制定という三つの議案提案があったわけですが、それが最終日で提出者から撤回がされました。引っ込められたということなんですが、そうして新たに、第5日目に第5号議案として庁舎の建設の見直しの住民投票条例に関する条例が新しいものとしてまた提出がされたということになります。形を変えて提出された。それが、いわゆる市長案に反対をしている議員さんだけではなくて、ほかの反対派でない議員さんも連名で第5号議案が提出された。ただ、5日目の最後で提出がされたものですから、とても審議の時間がないということで今回会期延長をして本日まで審議期間を延ばしたというのが今回の3月議会の形でありました。

それですね、ちょっと戻りますけれども、第4日目に提出された意見書、合併特例債の適用期間の再延長を求めるというのは4日目に採決されまして、これは否決されました。

一番最初に第1号、第2号、第3号、三つ議案が出たと言いました。それで5日目の最後にまた庁舎の見直しの住民投票条例の再提出みたいなものがありました。これは第5号議案なんです。第4号が飛んでいるんですが、第4号議案は、議会の委員会条例というのがありまして、それを一部改正をする。これは、なぜ一部改正するのかというと地教行法の改正に伴って改正するものが議会の中の条例の中でもありますので、その条例は議員提案の議案でありますので、私どもが提案をすることができないものですから議会で提案がされたということで、これは可決しております。

第5号議案が最終的にはどうなったかと言いますと、これは本日可決されました。この新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例の制定という条例案ですが、これは本日可決成立。それとあわせて、また、きょうその後ですね、本日、第6日目ですか、決議案というものが出まして、夏目勝吾議長に対する不信任決議、それともう一つ、決議案の第2号で鈴木達雄、滝川健司議員に対

する問責決議というのが出ました。第5号議案の庁舎の見直しの住民投票条例を審議している中で議会のとりまわし、運営だとかというものが不適切であったということで不信任、問責決議というようなことでありました。ですが、ともに否決されております。

それから、その後、議員提出第6号議案というのが出てきまして、これは新城市議会基本条例の廃止というのがあります、議会条例というのがありますが、今回の新庁舎見直しの住民投票条例に関してさまざまな議論が進められてきたのですが、議論の進め方が少しも市民の側に立っていない、こんなことであれば議会基本条例なんかは一遍廃止をしてもう一遍もっとしっかりしたものをつくり直すべきじゃないかということでこの基本条例の廃止議案が出ました。これは否決されております。

これらの少しいレギュラーでのごたごたしたわけでありまして、そういったのをコントロールするのは議会の中で議会運営委員会という組織があって、そのところでいろいろ調整しながらスムーズな議会運営というものにしているのですが、その議会運営委員会の委員に白井議員、加藤議員が入っておりまして、辞任をしたいということで、これは可決されて、お二人は辞められるということがありました。それが済んで本日閉会になったというようなことであります。

以上、ちょっと長くなりましたですが、議会報告です。

○委員

済みません。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

何対何で可決されたのでしょうか、一番大事な住民投票は。

○教育部長

住民投票条例第5号議案ですね。

○委員

はい。

○教育部長

ちょっとお待ちください。

○教育長

賛成議員12人。

○教育部長

賛成…。

○教育長

2人議場を出ているので、12対2ですよ。

○教育部長

ああ、そうですね。

○教育長

ということで、まだいろいろ話題があると思いますけども、教育委員会議終了後に。

○委員

はい。後で結構です。

○委員長

あとはどうでしょう。

ありがとうございました。

では、次に進みます。

(2)就学援助制度認定基準ということで、教育総務課お願いします。

○教育総務課長

ページで言うと33ページになります。就業援助認定基準についてということで、以前、私が多分来る前だと思うのですが、就学援助について教育委員会に諮ったことがあるということを知っていますが、ちなみに就学援助というのは何かということなのですが、準要保護という言い方を使っておりますけども、要保護というのは、いわゆる生活保護者に対して援助し、準要保護はそれに準ずるものというようなくくりもあります。それから母子であるとか、母子手当とかいろいろな手当をもらっているものもありますが、さらに生活困窮者というくくりがあります。

就学援助については、いわゆる生活困窮者までのものに対して、その子息がちゃんと小学校、中学校へ通って教育を受けられる援助をする。物としては学用品であったりとか給食費、それから最高学年になると修学旅行があったりとか、そういうようなものに対して援助をしております。

今日は提案だけで、今後、来年度にかけての問題提起という形にさせていただくものです。今回は就学援助認定基準をもう少し下げてもいいのではないかと提案でございます。

今現在、平成27年1月1日現在の申請状況であります。要保護及び倍率1以下と書いてありますが、倍率というのは生活保護の所得基準、生活保護の最低生活基準額に対して何倍かという、基準であります。要保護であったり、母子であったり、いろいろな倍率が1以下、いわゆる生活保護基準で援助をしているのが321人あります。それ以外に、それに対して1.1以下、1.2以下、1.3以下、1.4以下、1.5以下という形でそれぞれ児童生徒、それから世帯数について表示をさせていただきました。新城市は、この倍率については1.5をとっております。

次のページを見ていただいて、34ページです。近隣他市と比べてみました。この市独自の認定基準です。市独自というのは、昔は国の補助金が入っていたのでありますけど、今現在は市の単独事業でございます。市の単独の認定基準についてどれだけかということに対して、豊橋は1.3、豊川が1.23、蒲郡も1.3、田原が1.25未満、新城市だけ1.5であります。

なぜ1.5かと言うと、そこの(3)のところに書いてありますけども、48年、49年当初、所得課税最低限度額が生活保護基準おおむね1.5ということで、いわゆる国の補助金の基準として1.5というものを使って、その後見直しをせずに現在もとっているということでもあります。

この1.5というのはどういうことかということ、県下で一番大きい状態であるので、それなりの所得があっても補助金がもらえるという形になっています。

今回これをもう少し下げるべきではないかというのは、少しいろいろな事例を見ていくとちょっとどうかという事例がやはり出てくるのでということでもあります。

次の35ページ、市職員の所得で比べるということでもあります。これは、所得の計算の方法がちょっと複雑なものですから、ここではその説明はしませんが、ただ単に親の収入額だけではなくて同居のおじいさん、おばあさんがもし同居していれば、同居の家族全員の所得を見るのと、それから子ど

もであるとか、その家族の人数等で積算をするわけなんですけれども、市の職員で意外と若い職員だったりする場合にはどうなんだろうという比較しています。

例えば子どもが一人ということで夫婦でというと、例えば1.5倍といったときに、33歳の市職員が、これはモデルケースで出ただけなのですが、収入400万円程度、所得額が270万円ぐらいになるのですが、これで1.5倍という形で、逆に言うと申請をするとこの援助の対象になるということです。横スライドしていくと、4人世帯であると37歳で500万円ぐらいもっている方がそういうことになるということになります。

それから、具体的に次のページからが少し、これはちょっと内部資料であります、個人名等は伏せてありますけども、例えば36ページいくと430万円の年収でこの構成で見ると、ご主人さんと奥さんがいて6年生ぐらいのお子さんが一人いるという計算になります。この方でいくと右側のほうの表が一人頭の積算ですね、最低これだけが月に要るであろうと計算されている金額であります。そうした場合に、右の下の需用額のところで、16万2千なにがしと書いてありますが、これがこの世帯で理論上最低基準という金額になります。それに対してこの方の、左側の枠のところ、一番左側の所得月額というところを比較してみても何倍かというのが今の計算です。この430万円ぐらいで、このぐらいの方でも1.18という方があります。

この辺は少ないほうなのですが、だんだん見ていきますと、例えばもう少し、例えば39ページですか、38ページですね。これご家族、おじいさん、おばあさんも同居されているので、その世帯としてみるとやはりかなり高額な年収になっているのだけでも、子どもさんがいて、全部推計をして積み上げをした場合に、この方でも1.28倍という数字が出ております。もちろん今この方は申請をされているので、対象だということになります。

例えばもう少し大きいところを見ていくと44ページ、これもおじいさん、おばあさんもいるものですから、世帯収入1,000万円を超えているという方でも、計算をしていくと1.5を超えないということで、今現在この世帯に対しても申請があるについては就学援助をしているということでもあります。どのラインが適正かという部分がいま一つ明解ではございません。

しかし、例えば市の職員のさっきの比較もそうですし、年収がある程度あって、生活ができる状態の中で援助をしていくラインというのをもう少し考えないと、例えばもっと、今申請はされていないんですけど、そういう人が皆さん出てくると実際はもっと隠れた数の対象者がいるとします。

今年度もう既にこの1月から3月の間に来年度用の受付を行い、27年度分の就学援助の対象者については1.5で受付をしておりますので、27年度については1.5倍の就学援助を通すことになっておりますが、ぼちぼちこれも少し精査をしていく時期に来たかなということでもあります。

27年度の早い段階でここら辺をちょっと比較検討して後半、もし変更するのであれば受付の段階から周知をしながら受付をしていきたいというように考えていますので、また少し見ていただいて御意見を今後いただきたいというように考えております。本日は提案ということでとどめたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長

何か御質問あったら。

幾つぐらいに下げるとかそういうことはまた今後検討ということですね。

○教育総務課長

一番最初の表を見ていただきますと、33ページですね。ほとんど340人中321人までは、それは1以下なので、これはもうどの基準にしてもこれ以上下げることではないものですから、仮に他市町村みたいに1.3というラインをしたときに5人ぐらいが対象外になるということですが、実際は申請をされていない方もたくさんみえるので、5人だけではないということですね。なので、これは就学援助というのは扶助費でありますので、やはり、本当に生活困窮者に手当てしていく必要があります。それからもう一つ、給食費については今、実費の0.8掛けでやっているということです。いわゆる実際に食べたものに対して0.8。つまり2割の給食費の親御さん負担ということになるので、それも少しあわせて、逆に基準を下げる分10にするということも検討していく必要があります。近隣でいうと1.3なので、それでいったのか。尾張区でいくと1というところもあります。その辺は県内他市もう少し資料を出して検討していきたいと考えております。

○委員長

また27年度に再度これについての提案があるわけですね。

○教育総務課長

教育委員会(案)として出していきたいと思えます。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

給食費の今、1とか0.8とかいうことも含めてその時に材料を出していただけるといいかなというふうに思いました。

あと、蒲郡市が割とファジーなことが書いてありますね。3を基準超過であってもとか。

○委員

特別な事情とか、実際数字だけでは見えて来ない部分が物すごくたくさんあったりとか、えらい借財があるおとうさんだったりみたいなこと、などがあったりすると思うんですよね。そうすると、実際には数字のような生活をしていないという方もあると思うので、蒲郡市はこれをどんなふうに応用されているのかちょっと聞きたいなという気がしました。

○教育総務課長

はい、また。具体的にまた聞きたいと思えます。

○委員

何か頭にあってこういうふうなルールをしたと思うので。

○教育総務課長

はい。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

準要保護というと、本当に経済的に苦しい家庭ばかりだと、学校に勤務していた当時は思っていました。事実、本当に苦しくて、補助がないととてもやっていけないというような家庭ばかりだったものですから、これを市職員に当てはめて提案されましたが、まず市職員であれば要保護の対象にはならないというようなイメージがあります。しかし、要保護に該当する所得を計算していただくと、



これは該当する人が知らないだけであって、申請すれば該当する家庭は相当数あるということですよ。ただ、1.5倍というのは、すごく手厚い感じがしますが、手厚い援助を下げるというのは、子育ての施策としては逆行する形になりますよね。それを公表するとなると当然、相当な批判を受けることになりませんか。手当を厚くしてほしいのに、なぜ下げる方向で新城市はいくんだというふうに受けとめられるように思うのですが、そんなことはないですかね。

#### ○教育部長

特にこういう福祉という弱者に対する施策というのは、日本は下げると福祉の後退だということと言われるというのはまずあります。ですので、そこら辺はしっかり説明がつくような形での改正を考えていかなければいけない。

先ほど実態としてどうなんだというのをまずしっかり見きわめるというのも一つ大切なポイントとしてあります。それともう一つは、そもそも論として一体なんでこんな制度があるのかという、いわゆる生活困窮の世帯というものを少しでも支援しましょうというのが考え方の基本でありますので、そういったことが実の部分としてそういった支援制度になっているのかどうか。

例えば先ほど課長が言いましたように、給食費をとらえても、給食費全額をここで扶助しているわけではないんですね。0.8。なぜかというところとちょっとよくわからないんですけども、本当に生活困窮であるのであれば、給食費も全額こちらで支援してあげてもいいじゃないかというようなものはあると思うんですが、そういったところを手厚くして、一方はマイナスにするんですけども、片方でどこかプラスの部分というのですか、手厚くする部分というものをあわせ技で持っていくというのは一つの手法としてはありますですね。

まだちょっと具体の案を事務局が持っていないもんでいかんですけども、またその辺をいろいろ考えながら御提案をさせていただきたいなというように思います。

#### ○委員

所得を具体的に示されると、検討するのに説得力のある資料になりますね。

#### ○委員長

では、1時間半済みましたがけれども、休憩なしでもう一つだけ行きますかね。

では夏目課長さん、(3)をお願いします。

#### ○学校教育課長

よろしくをお願いします。

新城市いじめ防止基本方針についてです。

本日申しわけありませんが、資料は御用意させていただきました。なぜかと申しますと、前回、臨時教育委員会議でいろいろ御指摘していただきまして、審議していただきました。それで、2月の定例教育委員会議で第2校ということで修正点を明示して御提案させていただきました。その後またいろいろ御意見等がありましたら3月13日の金曜日までに私に教えていただけますでしょうかというようなこととお話しさせていただいたかと思えます。そうしたところ、特に何も御連絡をいただかなかったものですから、御了解いただけるのかなと思っておりました。

そこで本日は、資料は再度用意させていただきますが、よろしければお認めいただけるとうれしいというように考えております。よろしくをお願いします。

#### ○委員長

何か特にありませんか。

ないようなので、認めさせていただくと、そういうことでいいですかね。

○学校教育課長

どうもありがとうございました。

○委員

今のことで1点だけいいですか。

○委員長

今のこと？

○委員

はい。いじめ防止基本方針なのですが、教育委員会の案ではなくては、学校のいじめ防止基本方針についてです。前にも家庭とか地域が策定に参画するという話をさせていただいたと思うんですが、特に大規模校とか中学校の場合、学校で基本方針をつくっても実効性があるか、ないかというところで気になるものですから、生徒の参画を考えてもらうのが一番実効性につながるように思うのです。いじめの世界って本当に表に見えない。中学生の場合だとよけい難しいということがありますよね。いじめは子どもの人間関係に起因するものですから、最初にいじめを察知できるのはやっぱり子供ですよ。子どもでないと気づかないし、先生方が気づけない部分があると思うんですよね。

ですから、例えばですね、生徒会ではどうやったらいじめを防止できるだろうかと考えてもらうのです。対策として、いじめと向き合う、積極的にいじめを防止するんだという気運を高めて、生徒会としてのいじめ防止対策を作成し、基本方針に入れてもらう。生徒と学校が一緒にいじめ防止に立ち向かうというような形にできないですかね。

そうすると、例えばラインだとかSNSを使った誹謗中傷だとかは、なかなか表に出てこないですよ。生徒がグループを組んでラインなどでやるわけですから、早く気づくのはとにかく生徒だと思うのです。先生は気づかないところで、じゃあ気づいた生徒はどうすればよいのか、動けるようにしてやる必要があると思うんですよね。それをチクツたの何だのというように受けとめるようだとなかなか見つけられないからどんどん傷が深くなっていく。でなくて、もしラインでいじめに気づいたら、それを学校に知らせる、友達に知らせるように動ける生徒にさせたいですね。いじめと戦う、いじめ防ぐという意識を子どもたちに根づかせる必要があるのではないかなと。

だから、子どもたちは子どもたちで、どうやったらいじめを防げるか対策を講じる、それをいじめ基本方針の中にも入れて、学校ぐるみ、生徒ぐるみとなっていくと、本当に実効性があるいじめ対策になるんじゃないかなと思うんですけどね。自分だけかな、そんなことを思うのは。

○委員長

要望ということでいいですか。

○委員

はい。要望です。要望ということでいうと、これから27年度の対策が策定されると思うので、徐々に生徒を含めた形でつくり上げていただければいいと思うんですけれども、対保護者については、この4月にもうすぐPTA総会ありますよね。PTA総会の場というのは、学校にとっては保護者に伝える唯一のチャンスです。ほとんどの保護者がみえますので、周知するには絶好の機会なので、今から言っても遅いかもしれませんが、いじめ防止基本方針だとか、携帯使用のガイドラインは保護者会、

P T A総会を利用して周知する必要があるんじゃないかなと思います。どこの学校も必要ということはありませんが、中学校とか大規模校とか、そういう心配があるところは対策を考えてもらう必要があるのではないかなと思いました。

○委員長

課長さん、いいですか、今の件について。

○学校教育課長

よろしいですか。いじめ防止対策推進法に基づいて、既に学校ではそういうのをつくりなさいということになっておりましたので、前にも御説明したように学校ごとのいじめ防止基本方針はもうできております。それについて大きく変えることはなかなか難しいかもしれませんが、今度、P T A総会がありますので、いじめについての対応や子どもたちへの働きかけなど、委員長が言われたようなことも含めて、校長からもお話しをさせていただけたらと思います。

○委員長

校長会議などで。

○学校教育課長

あした臨時校長会議がありますので、いい機会をとらえてお話ししていただけたらと伝えたいと思います。

○委員

ありがとうございます。併せていじめホットライン、いじめ体罰ホットラインですか、あれは保護者の皆さんに周知しているのかどうか。できれば電話番号まで総会の場で示して、その場で登録していない人は登録してもらおうぐらいのネットワークにしておくといいかなと思うんですが。

○委員長

4月の最初の校長会議がありますよね。そのほうがいいかもしれませんね。

○学校教育課長

そこも含めて生徒指導担当から話をさせていただきます。

○委員長

そういうことでよろしくお願いします。

この日程第5に入るんですけど、ちょっと1時間40分以上になっているので、一度ここでトイレ休憩をします。申しわけないです。

では、あの時計で20分まで。

午後3時15分 休憩

午後3時20分 再開

日程第5 その他

○委員長

再開します。

日程第5その他、(1)。教育総務課お願いします。

○教育総務課長

よろしく申し上げます。

ページ数、45ページになります。来年度の定例教育委員会会議の予定をつけてあります。

ちょっと変わったところでいきますと、8月であります、鳳来寺山自然科学博物館、外の施設ということで、27年度は鳳来寺山自然科学博物館でどうだろうということで、10月が作手の支所が完成をしておりますので、来年度は作手の支所の会議室でやったらどうだろうということで、外の施設についてはその2点を提案させていただいております。

それから、同じくその一番下のところです。総合教育会議の予定を既に押さえてあります。基本的には、市長と教育長の予定を抑えたので中での日程調整なものですから、基本的にここできたいなというふうに思っています。

今のところは年3回、臨時を入れればまた別ですが、定例としては3回ということですので、これの日程でお願いしたいということです。

もし今どうしてもということがあれば、今わかっている段階で言っていただければ、今なら調整がつくかもしれないですが、ちょっと下のほうが市長の日程の関係で動かないのかもしれないです。よろしく申し上げます。

次のページにも来年度の委員さんの予定表が入っております。これについては3月26日現在に各課で照会をかけてやっておりますので、日程が若干後半のほうはずれる可能性はありますので、御了承ください。

二重丸というのがあいさつ、丸は出席、三角は任意、四角については出席者未定ということでつけてあるものであります。一度また御記入をしておいてください。よろしく申し上げます。

○委員長

何か質問等あったらお願いします。

まず、定例教育委員会会議のほうですけれども、いずれも2時半からというようになっておりますので、また前と同じように1時半からは研修会という形で皆さん御予定のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

特段この時点でこの日は都合が悪いとかありますか。

では課長さん、この定例教育委員会会議や総合教育会議については今のところ特になんかということでは。

○教育総務課長

またその都度お知らせをいただきたいと思ひます。

○委員長

では、次の46、47ページの教育委員の出席会議のことについてですけれども、こちらのほうで何かあったらお願いします。

それでは私のほうから、平成27年度は、前の話ですと新制度への移行期間ということですので、それで委員長と教育長については、例えば私が思うのには、これは少し教育長さんに話をしてもらったほうがいいじゃないかなと思ひているのもあるので、ちょっとここを出してもいいですか。

○教育総務課長

はい。

○委員長

いいですかね。まず2番、教職員辞令発令伝達式、これは先生方への話ですので、どちらかという  
と教育長さんのほうがふさわしいのではないかなということをもまず思います。

それから、ずっと下へ行って、30番の中学生海外派遣結団式と55番の海外派遣報告会、これは2回  
あるものですから、どちらか一回は教育長さんで、もう一回は私のほうでというぐらいでいいかなと  
いうように思います。

それから、一番最後の70番の退職辞令交付感謝状贈呈式ですけれども、このあたりは教育長さんの  
ほうがふさわしいのではないかなと思いますので、ちょっとそこら辺、皆さんどうでしょう？教育長  
さん、どうですか。

○教育長

直接学校教職員に話をするというような場面においては、どちらでもいいですけどね。

ただ、委員長さんにやっていただいたあと、今までも直接私のほうでも時間をとっていただいて、  
話をしてくれてはいますけどね。

○委員長

例えばこれが仮に4月1日の教職員辞令発令伝達式を委員長の言葉を削除すると、何か式次第だと  
かそういうことで結構面倒くさくなるとかそういうことありますか。

○教育総務課長

まだ今、私のところにありますけど…。

○委員長

それだけですよね。全然問題ないですよ。

○教育総務課長

伝達のところが一個減るだけです。はい。

○委員長

私の提案としては、2番は委員長の二重丸を取って教育長さんのほうにしてもらおう。

○教育長

辞令伝達は？

○委員長

だから辞令伝達は委員長がやってもいいかもしれないけれども、その後の話はね、あいさつは。

○学校教育課長

いいですか。

○委員長

はい。

○学校教育課長

発令伝達式、これが全部済んだ後で、教育長の話は毎年しているんですが。

○委員長

それは承知していますよ。

○教育長

移行期間の中でどのように移行していくかということの話だと思うんですけど。

○委員長

そうですね。差し当たって4月1日のことだもんですから、これだけは決めてしまいたいなというように思っているんですけど。

○教育総務課長

それでは、後で相談させてもらうということでお願いします。

○教育長

今年は移行期間の最初の年ですので、委員長さんにやっていただいて、来年の4月1日は完全に変わるということだから、徐々にということでしょうか。

タイムスケジュール的にはどうだったの？今回50分なら50分の間にするというふうにしたときに、タイムスケジュール的にはこれまでどおり入っている？入っていない？

時間がなければ即30秒でも1分でもぱっと切るといった感じでどうか。

○学校教育課長

それなら対応はできます。

できるだけ今回は立ちっぱなしでやるもんですから、職員は。ですので、前みたいに立って、はい次というのではないので、もう名前を呼んでどんどん返事をしていくという、この軽運動場でやりますので、その分少し短縮できるかな。私が読んでいくのが早ければ、時間は短くできるかなというように思っていますけど。なにせ今までやったことがないものですから、できるだけコンパクトにしたいなと思っています。

○教育長

駐車場の出入り、これ後も詰まっているんだよね。

○教育総務課長

そうですね。

○教育長

そうだね。だから、非常に短時間で効率よくやらないといけないという状況なので、従来どおりやって、時間があったら私が話をするということにしましょうか。

○委員長

どうなのかね。いやいや。どちらが話をしたほうがいいのかということだと思うので、教職員に対しての話だから教育長さんが話をしたほうが私はいいいじゃないのかなということを思っているんだけどね。

○教育長

いいです、どちらでも。動きや何かイメージしたときにどうだという…。

○委員長

それじゃあ困るようだったら私が簡単な話をしますけど。

○教育総務課長

もう一度計画を精査してお返事という形でもよろしいでしょうか。

○委員長

もうちょっとそれじゃあ。

○教育長

タイムテーブルの中でどうかという、従来どおりできるかできないかというようなこと。

○教育総務課長

はい、わかりました。

○委員長

では、あとのことについてまた話し合いをしてからということで、はい。

あと、皆さんのほうで何か御質問ありますか。

○教育長

これスポーツ行事については、教育委員さんは割り振ってあるんだね、それぞれ。

○スポーツ課長

そうです。

○教育長

全員じゃなくてね、割り振ってあるね。

○スポーツ課長

三角の部分が多くなるかもしれませんが、任意というところが結構ありますので。

○教育長

いいですよ。それで。

○委員長

この31番の火入れありって、これ何ですか、これは、文化課。

○文化課長

薪能を文化会館でやるのですが、そこでやっている途中で火入れ式というのがありまして、それでこういう火を入れていくという。

○委員長

キャンプファイヤーみたいな、イメージ的に。

○教育長

電気が棒の先についたものだよな。

○文化課長

本物の火ではありませんので。

○委員長

そうだね。ああ、そういうのを。これ委員長がやるというそういうことですか。

○文化課長

毎年やっていただいております。

○委員長

はい、わかりました。

では、こういうことで予定されますので、次年度よろしくをお願いします。

では(2)、こちらも教育総務課ですね、お願いします。

○教育総務課長

新城市の学校給食のあり方検討資料という形で、別冊でお手元に配布をさせていただいております。

これは、今年度まだ結論を出したわけではありません。学校給食のあり方について少し私のほうでいろいろな資料を集めたりとかして、一度検討材料としてのものをつくりました。これは、うちの課

の中でもまだ叩いておりません。どちらかというとなが書いてそのまま出しっぱなしという状態で3月を迎えております。私の目標が3月までに何かこういうものをつくるということだという形でやっておりますので、今回提案をさせていただきました。

今後、来年度、統合等の問題もあるものですから、桜本君がこれで私のあとの後任という形で課長に来ますので、どういうふうにやっていくかは彼にお任せするわけですが、今後ただ単に学校給食をどうするかと言っているだけではちががあかないので、一つの指標として出させていただきました。

結論は出していないものですから、どうしたらいいとか、こうしたらいいはなくて、こうするとどういうふうにお金がかかるのかというような資料として提案をさせていただいておりますので、問題はここから一歩進めてどうするかという結論、方向性と各団体、校長会であるとか、それから栄養士、それから保護者、それからもちろん教諭ですね、それ以外のところに対して方向性を出したときにどういうように進めるかという説明も要るでしょうし、なかなかこの問題というのは根深いものがあるものですから、今後うちの教育総務のテーマとして考えていきたいというように考えております。

以上です。

○委員長

前にも一回お話しがありましたよね。

○教育総務課長

はい。

○委員長

では、このことについて何かこの場で質問等があったらお願いします。

どうぞ。

○委員

この費用は、県とか国とかの補助があるのでしょうか。

○教育総務課長

はい。義務教の関係の施設をやるときには補助金というものがあります。

ただ、給食室の新設については3分の1だったと思いますが、あるんですが、いわゆる〇〇建築費の3分の1ではなくて、いわゆる国の基準があって、実質的には3分の1以下になることが多々あります。つまり、基準よりも多くとか、よりいいものをつければ、そういうのは排除されたりするものですから、以外と厳しい状況であります。

その3分の1で、あと残りの部分は何かというとなが起債、借り入れであります。地域的に例えば鳳来とか、もし作手でやるのであれば過疎債が使えたりしますが、これが例えば新城地区に何か大きいものをつくるであるとか、例えば親子方式でつくるといったときには、この過疎債は使えないものですから、義務教債であったりとかそういうようなものとなります。

それから一個にまとめるということがある意味、考え方によっては合併特例債の対象になるのかなということはあるんですが、そこまではちょっと検討していません。例えば給食センターを一個つくるといえば、一つの統合でありますので、合併特例の概念には合致すると思います。ただ、年数があるので、先ほどもちょっと話がありましたけれども、合併特例の期限までに入れ込めば可能性がないわけではないかなと。ただ、そんなことまでは全然検討はしていません。

○委員長



あとはいいですかね。

では、ありがとうございました。

では(3)へ行きます。

○教育総務課長

その前にもう一つよろしいですか。

○委員長

どうぞ。

○教育総務課長

ちょっと今回議題に載せてないので、教育総務のほうでもう一つ御報告がありますので、よろしくお願ひします。

お手元に教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書というのと、この橙の新城の教育を配布させていただきました。これは前にも御説明をしたことがあると思うのですが、これは地教行法27条の規定に基づきまして、毎年点検評価という形でやっております。

今年度の評価者は、学識経験者として豊橋創造大学の中島教授、それから豊川高校の元校長先生の菅沼先生という2名の方を学識経験者でお願いをしました。

ちなみに、豊橋創造大学は今までは佐野先生でありましたが、ちょっとお忙しいということで中島先生を御紹介されました。その関係で評価をいただいて、これについては議会にも報告をさせていただいておりますので、また読んでいただいたり、御意見等をいただければいいかなというように思います。とりあえず、きょうは報告ということで出させていただきます。

以上です。

○委員長

では(3)、文化課お願ひします。

○文化課長

それでは、先ほど来月の行事でもちょっと触れましたが、長篠城址史跡保存館開館50周年記念式典・講演会のお知らせをさせていただきます。資料を最後48ページに付させていただきます。ご覧ください。

開催日が4月25日土曜日の午後1時半から、鳳来の開発センター3階大会議室で開催いたします。

式典の内容につきましては、そこに記載してあるとおりです。式典に引き続きまして、林正雄先生の講演会を約1時間予定しております。

出席者につきましては、そこにありますように感謝状対象者を始め102名を予定しております。

そのほかにも一般の市民の方も自由に参加できるような形となっております。

記念品としまして、創立50周年記念誌を予定しております。

教育委員の皆さまには、既に郵送で御案内をさせていただいておりますが、出欠につきましては4月10日の金曜日までに、同封のはがきでお知らせをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

何かありますか。

では、皆さんよろしく申し上げます。

(4)(5)一緒にいいですかね。では、どうぞ。

○学校教育課長

お願いいたします。

平成26年度末退職者への感謝状贈呈式、それから辞令も交付するというでもあります。それを3月31日火曜日、午前11時から勤青ホームの2階の集会室、ここの2階ですね、そこで行いたいと思いますので、御出席いただけるとありがたいと思います。

それから、翌日ではありますが、27年度発令通知式と補職辞令交付式ということで、午前10時から、今度は2階の軽運動場でやりたいと思います。

今までは体育館の第一会議室で行われておりましたが、この前の時間が市の発令通知になりますので、ことしから形を変えて立ったまますべて行っていくという形になりますので、1時間では終わりたいというように思っております。この時も御出席いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長

これって市長さんも出ましたよね。

○学校教育課長

はい。

○委員長

ずっと立ちっぱなしですか。

○学校教育課長

教育委員さんや市長さんは席を用意させていただきます。職員はみんな立っています。

○教育長

まあそういうことですね。

○学校教育課長

ということです。

○委員長

では、教育委員はこの時間の少し前までに行けばいいですね。

○学校教育課長

はい、お越しいただけるとありがたいです。

○委員長

駐車場は文化会館とか、あちらのほうとかに適当に置いてくるしかないですよ。

○学校教育課長

文化会館の駐車場がいいかなと思うんですけど。

○委員長

文化会館がね。

○教育長

教職員はどこを案内してある？

○学校教育課長

教職員は文化会館です。

○教育長

文化会館。

○学校教育課長

はい。そこしかもう無理だと思いますので。場合によっては、委員さんだけでしたら新城小学校という手もないわけではないと思うんですけど。向こうでもいいかなと思いますので、一本電話入れておきます。

○教育長

それは新城小学校のほうがいい。

○学校教育課長

では、教育委員さんは新城小学校の駐車場へ入れていただくと。

○委員長

今の4月1日のほうですね。

この(4)のほうはそんな大勢じゃないもんですからね。

○学校教育課長

(4)もそんなに大したことないと思いますが、この31日もお願いしておきます。

○委員長

そうですね。それじゃあ両方とも新城小へ置かせていただくということでいいですね。

○学校教育課長

そうすれば楽にとめられると思いますので。

○委員長

それじゃあいいですかね、新城小へ置かせていただきます。

○学校教育課長

早速電話しておきます。

○委員長

(4)念のために確認ですけど、このあとお茶を飲むとかそういうことってやらないですよ。

○学校教育課長

特には予定しておりません。

○委員長

昔はあったもんだから、私のイメージでいうとあったもんですから、ごめんなさいね。

では、(4)(5)についてはよろしいですか。

(6)、教育総務課お願いします。

○教育総務課長

26年度の教育委員会議の辞令交付式でございます。

いつもですと朝8時半、20分ぐらいからですかね、行っておりましたが、今回、場所の関係でそのまま教職員のほうを先に行った後に引き続き勤労青少年ホームで行います。

時間的には教職員のほうがほぼ1時間というように聞いておりますので、ちょっとずらして11時15分からということで、少し休憩をしていただいた後にまた継続するという形になろうかと思えます。

以上です。

○教育長

人数的には例年より多いんだよね。

○教育総務課長

人数は、例年大体20人ぐらいが異動ですが、今年度はちょっと少ないですね、16、7人だったと思いますが、さらに今回は再任用、調理員もそうなんですが、嘱託の調理員を新たな制度という形で任期付き短時間の調理員という職員を18名採用しています。その18名の内訳としては、15名ぐらいが嘱託からで、あと3名ぐらいが臨時からだったと思いますけれども、新たにこの方は公務員、市の職員となります。3年間だけで、期間は引き続きありますけれども、3年間の公務員職ということで正規職員になりますので辞令の交付があります。ですので、18名プラスで40名近くの辞令交付という形になります。

○委員長

40名ぐらいですね。

何か6番のこと、よろしいですかね。

では7番、スポーツ課お願いします。

○スポーツ課長

スポーツ課が今回、教育委員会の歓送迎会の幹事ということで、お手元のほうにそれぞれ委員さんに教育委員会歓送迎会の開催についてという形で通知のほうを出させていただきました。回っていませんでしょうか。

○委員長

回ってます。

○スポーツ課長

お配りさせていただきました。

日にちが4月1日、時間を6時半から、そして場所を清月で行いたいと思います。

鳳来総合支所を送迎用のバスが5時50分に出発しますので、もし御利用なされる方がおりましたら、連絡のほうをいただければ利用できますので。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

では、今の歓送迎会のこと、よろしくをお願いします。

それ以外で何か緊急でありますか。

よろしいですかね。

それでは、次回定例会議が早速27年度、先ほど提案された4月30日ということで、先ほども話をしましたけれども、1時半から研修会、2時半から会議とこういう形になりますので、よろしくをお願いします。

○委員

この研修会のと、パブコメの中身について少しもむとか…。

○教育長

研修会よりも正規のところがいいね。どうやったのかという記録が残らないと。

○委員

事前にちょっと見たいなというのもあるんですよね。

○教育長

それは研修会ですね。

○委員

はい。

○委員長

では、今までと同じように教育長室で1時半から、2時半から教育相談室ということでお願いします。

では、よろしいですかね。

それでは、以上で3月の定例教育委員会会議を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後4時00分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記